



私たちの**安全と安心**のために

**兵庫県国民保護計画の概要**



兵 庫 県

## はじめに

国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が、平成16年9月に施行されました。

この法律は、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小にするために定められた法律です。

本県では、これまでの防災に関する先進的な取組を踏まえ、平成18年3月、「兵庫県国民保護計画～県民の保護をめざして～」（以下「保護計画」という。）を作成しました。

## 計画作成に当たっての基本的考え方

### 1. 国民保護法制の役割

国民保護法制による仕組みがあってはじめて、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するものであり、国民保護法を実効性あるものとする。

### 2. 県民の保護の確立

県民の自由と権利を尊重しつつ、有事における県民の安全と安心を確立する。

### 3. 国際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え

国際平和への努力を行うことが基本であるが、こうした努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときに備える。

### 4. 阪神・淡路大震災などの教訓の反映

武力攻撃事態への対応は、原因の意図性や攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、県民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえたこれまでの取組の蓄積を、最大限に取り入れる。

## 県の保護計画の特色

本県の保護計画では、阪神・淡路大震災などの教訓を踏まえた取組の蓄積を取り入れるとともに、平素からの備えの重要性や共助の大切さを計画に反映しています。

具体的には、以下の点を記載していることに特色があります。

### 1. 組織・体制の整備

- 職員による当直や災害待機宿舎による待機体制など、24時間監視・即応体制の確保
- 災害対策センター、三木総合防災公園、広域防災拠点などの施設やフェニックス防災システムなどの設備の活用
- 近隣府県との平素からの緊密な情報共有と、危機管理責任者のホットラインなどによる広域連携体制の構築

## 2. 県民の皆さんの協力と県の支援

- 住民の皆さんや自主防災組織、事業所などに期待される自主的・自発的な取組とそれに対する支援
- 避難所などでのボランティア活動が円滑に行われるための環境整備

## 3. 高齢者、障害者などへの配慮

- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児など特に配慮を要する方に対する平素からの状況把握や、円滑な避難などについての配慮

### ～ 国民保護法制定の経緯 ～

- ◇ 我が国を取り巻く安全保障環境は、本格的な侵略事態が発生する可能性は低下しているものの、弾道ミサイルや国際テロ組織の活動など、新たな脅威への対応が課題となっています。
- ◇ こうした状況を踏まえ、平成15年6月に、武力攻撃事態対処法（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）が成立しました。この法律では、武力攻撃が発生したときの対処に関して、基本理念や国や地方公共団体の責務などとともに、必要となる個別の法制の整備に関する事項が定められています。
- ◇ 国民保護法は、武力攻撃事態対処法を受けて定められた法律で、避難、救援、武力攻撃災害への対処などについて定められています。

## 基本方針

県は、以下の8つを基本方針とし、県民の保護のための措置を実施します。

県民の基本的人権の尊重

県民の権利利益の迅速な救済

県民に対する情報提供

関係機関相互の連携協力の確保

県民の協力

指定公共機関等の自主性の尊重その他の特別な配慮

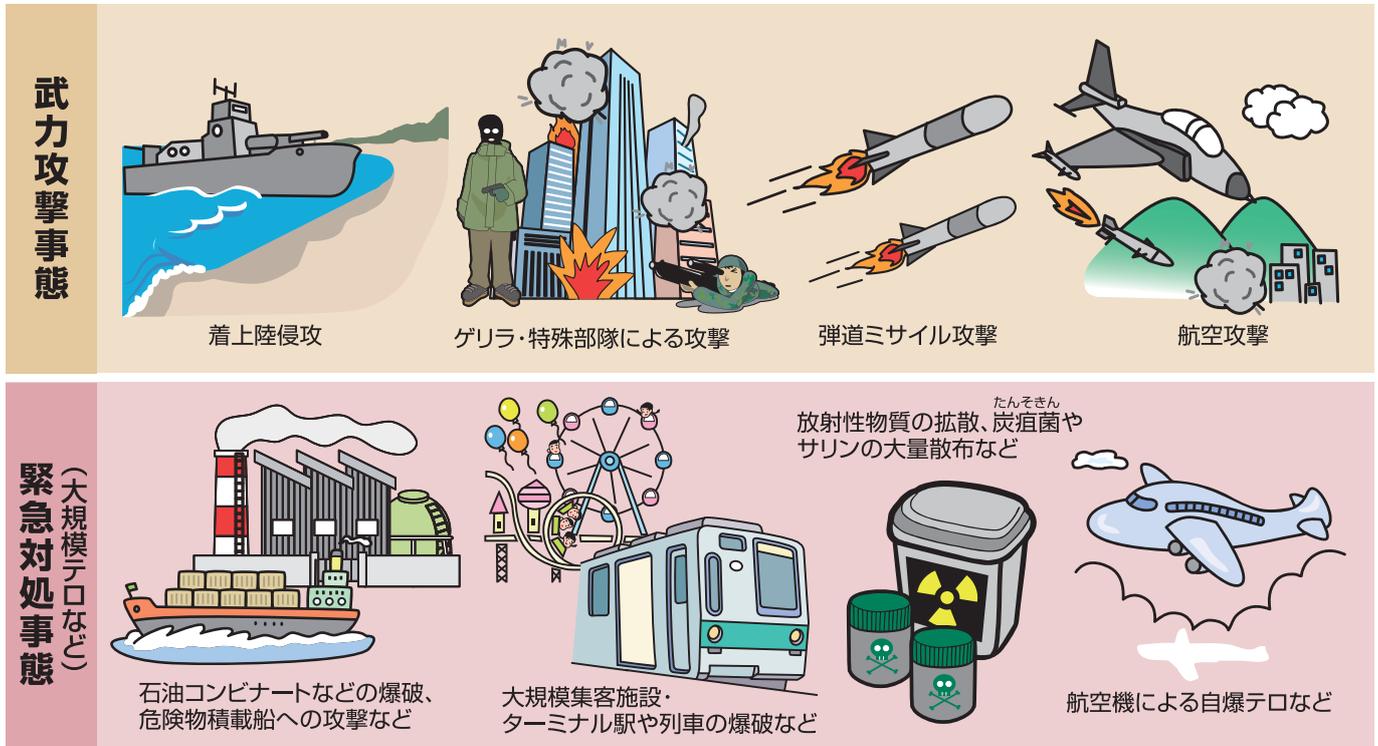
高齢者、障害者、外国人などへの配慮及び国際人道法の的確な実施

保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保

# 計画の対象

本県の保護計画では、県内にお住まいの方をはじめ、通勤、通学、旅行などで県内に滞在する人や県内に避難してきたすべての人（外国人も含む）を保護の対象とします。また、県内で活動を行うすべての法人その他の団体も対象とします。

## 【計画が対象とする事態】



# 対処基本方針・緊急対処事態対処方針

1. 国（政府）は、武力攻撃事態等・存立危機事態及び緊急対処事態に至ったときは、当該事態への対処に関する基本的な方針（「対処基本方針」及び「緊急対処事態対処方針」）を閣議決定します。
2. 「対処基本方針」及び「緊急対処事態対処方針」においては、当該事態の認定内容、全般的な方針、実施する措置に関する重要事項（警報の発令、避難の指示、被災者への救助等）及び特定公共施設等の利用に関する指針の策定等について定めています。

### 【用語の説明】

#### ○ 武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態とがあり、武力攻撃事態とは武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態といい、武力攻撃予測事態とは武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

#### ○ 存立危機事態

我が国と密接な関係のある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国における存立が脅かされ、国民の生命、身体及び幸福追求の権利が根底から覆される明確な危険がある事態

#### ○ 特定公共施設

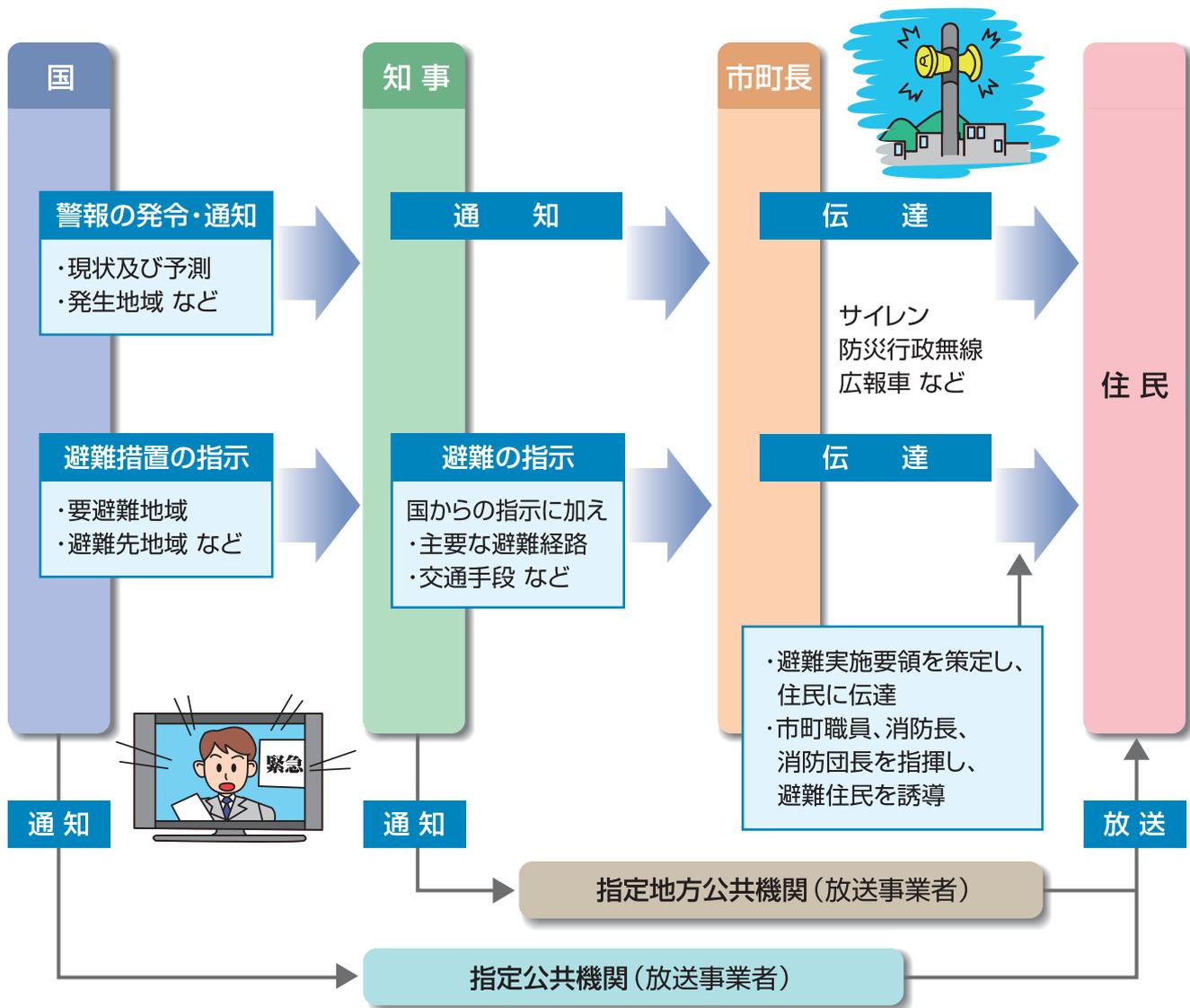
港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波

#### ○ 生活関連等施設

発電所・変電所、ガス発生設備等、取水施設等、鉄道・軌道施設、電気通信事業者の交換設備、放送局の無線設備、水域係留施設、滑走路等、ダム、危険物資の取扱所

# 避難

1. 国は、武力攻撃が発生または迫っているとき、警報を発令し、さらに住民の皆さんの避難が必要なときは、避難に関する措置を行うよう知事に指示します。  
これを受けた知事は、警報の内容と避難の指示を、市町長を通じて速やかに住民の皆さんにお伝えします。
2. 避難の指示を受けた市町長は、詳細な避難の方法や避難誘導について定めた避難実施要領を作成のうえ、職員などを指揮し、避難を要する方々を誘導します。
3. 警報や避難の指示の内容は、テレビやラジオでも放送されることになっています。



## 【用語の説明】

### ○ 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関や電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、国が指定するもの

### ○ 指定地方公共機関

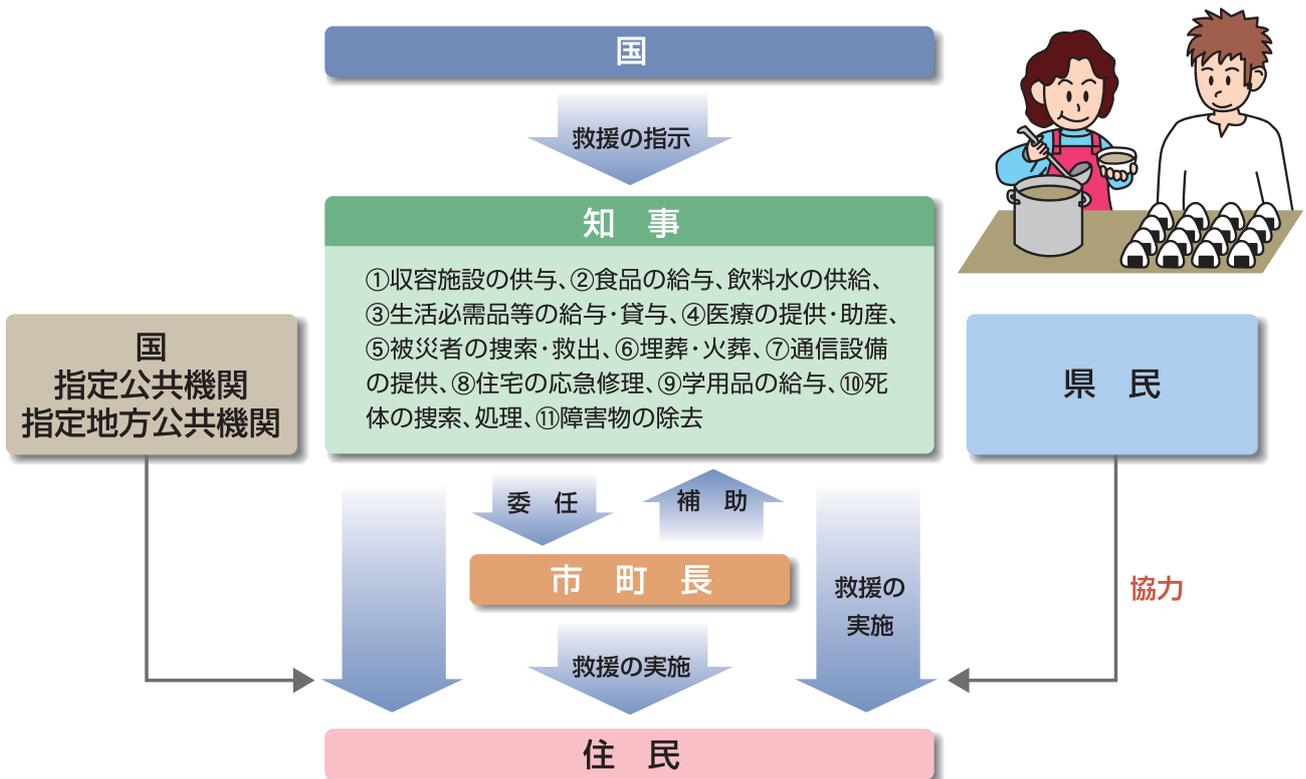
都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人で、知事が指定するもの

## 【避難の種類】

|   | 想定される場面  | 避難の方法   |
|---|--|---|
|  <p>屋内への避難</p>     | <p>○極めて短時間での避難が必要な場合や、屋外へ出ることが危険な場合<br/>(弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃など)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけコンクリート造りなどの施設や地下施設に避難</li> <li>・事態の推移、被害の状況などに応じ、他の安全な地域に移動</li> </ul>                         |
|  <p>市町内の避難</p>     | <p>○移動の安全が確保され、時間的に余裕がある場合</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ徒歩で避難施設に避難</li> <li>・遠方への避難が必要な場合は、できるだけ徒歩で一時集合場所へ移動し、市町長が要請したバスなどにより避難</li> </ul>             |
|  <p>県内他市町への避難</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ徒歩で一次集合場所へ移動し、知事が要請したバスなどにより避難</li> <li>・鉄道、路線バスなどの公共交通機関が利用可能な場合は、これらを利用</li> </ul>           |
|  <p>県外への避難</p>    | <p>○広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、広域避難が必要な場合<br/>(大規模な着上陸侵攻などの本格的な侵略事態など)</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ徒歩で駅、港湾などに集合し、鉄道、船舶など指定された公共交通機関により避難</li> <li>・できるだけ徒歩で一次集合場所へ移動し、知事が要請したバスなどにより避難</li> </ul> |

## 救 援

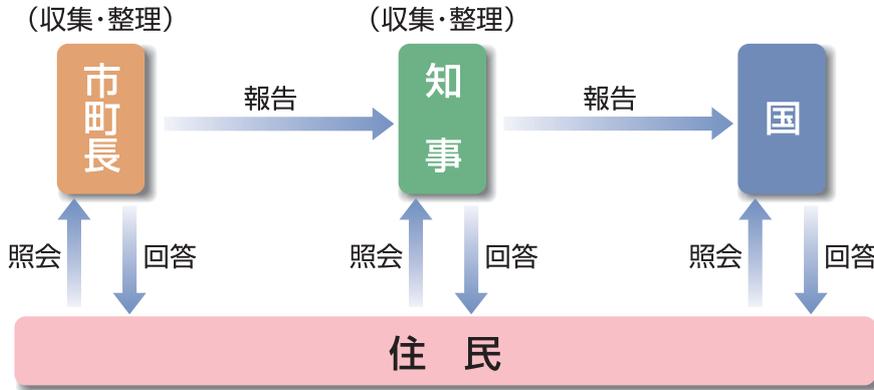
知事は、避難又は被災された住民の皆さんに対し、市町との密接な連携のもと、食品や生活必需品の給与、医療の提供などの救援を行います。



※神戸市域については、神戸市長が国からの指示を受けて救援を行います。

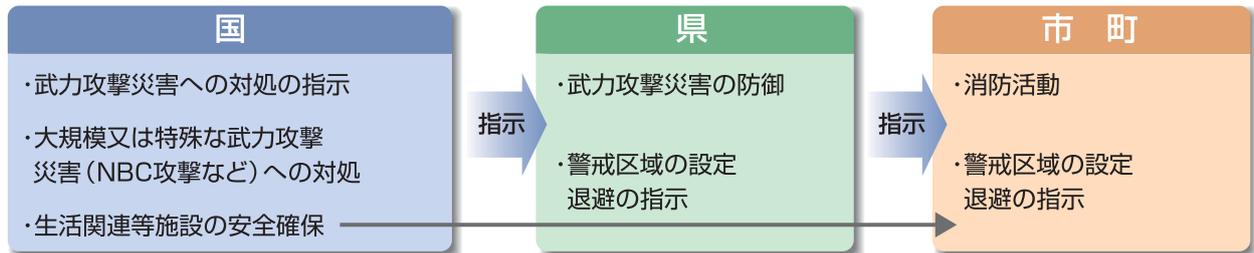
## 【安否情報の収集と提供】

1. 知事は、市町長が収集した安否情報について報告を受け、また、自ら安否情報を収集し、これらを国に報告します。
2. 知事は、窓口を設けて安否情報の照会を受け付け、照会者の本人確認などを行ったうえで、その情報を回答します。



## 武力攻撃災害への対処

国、県、市町が協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。



### 【主な措置の内容】

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| 退避の指示<br>警戒区域の設定      |  | 目前の危険を避けるため、一時的な退避の指示や立入制限(禁止)などを命じる区域の設定を行います。              |
| 生活関連等施設の安全確保          |  | 発電所、浄水施設、危険物質の貯蔵施設などの生活関連等施設に対し、警備の強化など安全確保のための措置を行うよう要請します。 |
| 危険物質などにかかる武力攻撃災害の発生防止 |  | 危険物質などの取扱所に対し、施設の使用や製造などの禁止・制限などを命じます。                       |
| 消防活動                  |  | 武力攻撃災害を防御するため、消火活動及び救助・救急活動を行います。                            |

【用語の説明】 ○ **【NBC攻撃】** N(核兵器)、B(生物兵器)、C(化学兵器)を用いた攻撃

# 県民の皆さんの協力

避難や救援などの実施には、県民の皆さんのご協力が不可欠です。

水・食料の備蓄や非常持ち出し品の準備などとともに、武力攻撃災害から多くの方を守ることができるよう、皆さんのご協力をお願いします。

※ みなさんのご協力は、自発的な意思にゆだねられるものです。  
県は、協力していただく方の安全確保に十分配慮します。

## 協力内容の例

### 1. 避難住民の誘導に対する協力

- ・高齢者や障害者が避難する際の援助
- ・家庭や学校、事業所などにおける安否確認

### 2. 避難住民などの救援に対する協力

- ・食料、飲料水などの配布
- ・炊き出しの実施

### 3. 消火、負傷者の搬送、被災者の救助に対する協力

- ・消火のための水の運搬
- ・救助のための資機材の提供

### 4. 保健衛生の確保に対する協力

- ・健康診断の実施
- ・衛生広報のためのパンフレットの配布



兵庫県マスコット はばタン

**兵庫県国民保護計画はホームページに掲載しています。**

ホームページアドレス

[http://web.pref.hyogo.jp/pa18/pa18\\_000000006.html](http://web.pref.hyogo.jp/pa18/pa18_000000006.html)

**【担当】 兵庫県企画県民部 災害対策局 災害対策課**

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL:078-362-9833 FAX:078-362-9911

E-mail:saitai@pref.hyogo.lg.jp